

**鳥取県告示第168号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成23年3月29日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成23年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
日野溝口線	日野郡日野町下黒坂字蕎麥谷1306-15地先 から同町下黒坂字鵜ノ池1254地先まで	変更前	9.5~37.5	234.0
		変更後	24.0~120.6	270.0